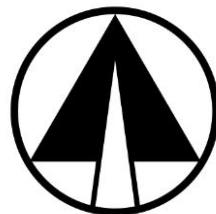


伊豆高原親和会 規約

伊豆高原親和会 自主規制

伊豆高原親和会連合自主防災会
防 災 マ ニ ュ ア ル



伊豆高原親和会

目 次

伊豆高原親和会 規約 p. 1

伊豆高原親和会 自主規制 p. 7

伊豆高原親和会連合自主防災会
防 災 マ ニ ュ ア ル p. 11

付録 1 伊豆高原親和会連合自主防災会マップ

付録 2 親和会 大地震避難チャート

伊豆高原親和会規約

第1条 (名称)

この会は伊豆高原親和会（以下「本会」という）と称する。

第2条 (事務所)

本会は、ラ・レープ伊豆高原（伊東市八幡野 1208-95）内に事務所を置く。

第3条 (構成と会員)

- 1 伊豆高原分譲地の伊豆高原1次地区から27次地区及び南大室台地区、並びにA・B地区（以下「分譲地」という）の土地、建物の所有者はすべて会員となり本会を構成する。会員は任意に退会することができない。
- 2 相続によって所有権が相続人に移転した場合は、相続人が会員の権利と義務を継承する。複数の相続人が存在する場合は、そのうちの一人を代表者として届け出をすることができる。

第4条 (会員の権利と義務)

- 1 会員は次の権利をもつ。
 - ① 総会の議決権を有する。
 - ② 総会、地区連絡会など諸会議に参加して、本会の運営に関する報告を受け、また意見を述べることができる。
 - ③ 地区連絡会で役員を推薦することができる。
 - ④ 議事録、会計簿及び関係書類を閲覧することができる。
- 2 会員は次の義務を負う。
 - ① 規約及び総会決議を守らなければならない。
 - ② 会費を納入しなければならない。
 - ③ 会員が住所、氏名もしくは名称を変更した場合、また売買や相続等によって所有権が変更された場合は、親和会の定める書式によって親和会に対して速やかに変更届けを提出しなければならない。
 - ④ 本会の定める遵守事項を守らなければならない。

第5条 (目的)

本会は、共用使用物の維持管理と分譲地内の環境整備に取組み、生活環境の維持向上に努める。また、会員相互の交流親睦を深め各地区の活性化と連携を図り、防災・防犯・安全衛生などを含めた快適な地域づくりに努め、以って会員の利益向上に資することを目的とする。

第6条 (業務)

本会は、前条の目的を達成するため次の業務をおこなう。

- ① 共用使用物の維持管理業務

- ・分譲地内の専用道路（幹線道路を除く）及び側溝施設と浸透池の補修と清掃維持管理
- ・街路灯の設置と保守、点検、整備
- ・ゴミステーションの設置（家庭ゴミの処理）と維持管理

② 事務局を設け事務所の運営（設備一式、備品含む）と管理業務の処理

③ 会費徴収と保管並びに経費の支払い

④ 防火、防犯、交通安全に関する地元公署との連絡及び協力

⑤ 自治活動及び自主防災活動の取組み

⑥ 会報の発行及び会員の親睦

⑦ その他本会の目的達成に必要な事項

第7条（業務の遂行）

本会は、前条の業務を株式会社伊豆急コミュニティーと連携しておこなう。し、前条以外の分譲地内の全体業務は株式会社伊豆急コミュニティーがおこなうものとする。

第8条（業務委託）

- 1 第6条の業務について、その一部もしくは全部を第三者に委託することが来る。
- 2 業務委託するときは、その業務内容及び委託業者、経費等については役員会において審議決定するものとする。

第9条（会費）

- 1 第6条の業務をおこなうための管理共益費として、別表1の通りに本会の会費を定める。
- 2 土地建物の所有権が異動した日をもって年会費を日割り計算とし、新旧の所有者に対して当該年度の各々の年会費とする。
- 3 将来とも良好な住環境を維持するために、また災害による共用使用物の重大な損壊があった場合などは、会費の見直しを含む必要な財政的措置を、総会に諮りおこなうことが出来る。

第10条（役員）

- 1 本会に次の役員を置く。
理事長 1名、副理事長 4名、理事 若干名、監事 2名
- 2 役員は、総会において選任するものとする。
- 3 理事長、副理事長、理事、監事は役員の互選により決定する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 任期中に役員に欠員が生じた場合、後任役員を選出して事後の総会で承認を得るものとする。後任者の任期は、前任者の残された期間とする。

第11条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- ① 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長に都合あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事は役員会の定めるところにより、本会の業務を分担する。
- ④ 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第12条（機 関）

本会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 地区連絡会

第13条（総 会）

- 1 総会は本会の最高議決機関であり、年1回の定時総会を会計年度終了後三ヶ月以内に、役員会が日時、場所、議題を定めて理事長が召集し開催する。
- 2 総会の議長は、原則として理事長がこれに当たる。
- 3 総会の議事については議事録を作成し、総会出席者2名の署名捺印を受けるものとする。
- 4 次の場合は総会を臨時に開催する。
 - ① 会員の5分の1以上から、理由を記して書面で要求があったとき。
 - ② 役員会が必要と認めたとき。

第14条（総会の成立及び議決）

総会は原則として委任状を含む3分の1以上の会員の出席により成立し、議決は出席会員（委任状を含む）の過半数を以って決定する。

第15条（総会付議事項）

次の事項は総会に付議し、その議決を得なければならない。

- ① 業務計画及び予算の決定
- ② 業務報告及び決算・会計監査報告の承認
- ③ 役員の選任
- ④ 規約の制定、改廃
- ⑤ その他総会で決議を必要とする重要事項

第16条（役員会）

- 1 役員会は、本会の執行機関であり第10条に定める役員により構成する。
- 2 役員会は、原則として毎月定例日に開催する。議長は、原則として理事長がこれにあたる。
- 3 役員会は、必要に応じてまたは役員の3分の1以上が請求した時、理事長が召集し開催することができる。
- 4 役員会は、総会決定事項、総会への提案・報告事項、業務の管理全般に関する事項を付議する。

ること、その他本会に関連することを審議し決定する。

- 5 役員会は、原則としてその構成員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数により決定する。

第17条（地区連絡会）

- 1 地区連絡会は、第6条5項の自治活動及び自主防災活動を担当する各地区の協議及び執行機関である。
- 2 分譲地を4つに分割して、第1地区から第4地区的地区連絡会を設ける。
- 3 各地区連絡会は、親和会総会に先立って地区内の会員中より役員会に要請された数名の親和会理事候補を推薦する。役員会は、これを尊重して審議の上、総会に諮る。
- 4 各地区連絡会は、地区会長を自地区推薦の理事より選出する。併せて副会長を選出するとともに、地区内を数班に分けて班長を選出して、役員を構成し活動する。
- 5 各地区連絡会は、親和会役員会の指導・要請に沿って諸活動に取組むが、具体的な活動方法や内容はそれぞれの地区的状況を考慮した自主性を尊重する。
- 6 地区連絡会は次の事項に取組む。
 - ① 街路灯・防犯・安全などに關すること
 - ② ゴミステーションの使用ルール、美化活動に關すること
 - ③ 地区内の意見・要望のまとめ、会員相互の連絡調整に關すること
 - ④ 地震などの災害発生時の連絡調整、情報伝達を含め、知識の普及・防災訓練・資材及び機材の管理補充などに努め、被害の防止・軽減を図る。
 - ⑤ その他、地区内の本会の目的達成に必要なこと。
- 7 親和会の全体的な自主防災活動の機関として、行政との連携の必要上から、4地区を統括する連合自主防災会を設ける。連合自主防災会の会長は、親和会の理事から選出する。副会長は、各地区連絡会の会長がこれに当たる。

第18条（会計及び会計年度）

- 1 会計は、理事長の承認に基づき会計担当理事が、事務局職員を指導監督して之に当たる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 監事は、4半期毎に会計監査をおこなう。

第19条（遵守事項）

会員は、親和会地域の自然環境及び住環境を維持向上させるため、本会が別に「自主規制」として定める事項を遵守しなければならない。

第20条

この他に、定めのない事項で必要と思われる事項の処理は、その都度役員会に諮り決める事とする。この場合、次期総会に報告し承認を得る。

附 則

- 1 この規約は、2025(令和7)年11月1日から施行する。
- 2 伊豆高原親和会要項(昭和40年4月1日)は廃止する。

制定及び改訂

昭和40年 4月 1日 伊豆高原親和会要項を制定

昭和51年 12月 20日 年会費の改訂 (昭和52年4月1日施行)

昭和56年 7月 7日 年会費の改訂及び一部改訂
(昭和56年4月1日施行)

昭和58年 6月 12日 年会費の改訂 (昭和58年4月1日施行)

平成 5年 6月 22日 年会費の改訂 (平成 6年4月1日施行)

平成 9年 6月 26日 年会費の算定基準及び金額の変更
(平成10年4月1日施行)

平成19年 5月 30日 役員定数の変更 (副理事長2名から3名)
(平成20年4月1日施行)

平成21年 6月 6日 大幅改訂 (親和会・自主防災会の一体化他)

平成24年 5月 26日 役員定数の変更 (副理事長3名から4名)

平成29年 5月 27日 一部改訂 (会員登録事項変更の届出や会費支払方法に関する明文化、役員任期の変更、役員会の定例開催明記等)

令和 2年 7月 5日 年会費の改訂 (令和3年4月1日施行)

令和 7年 10月 9日 一部改訂 (書誌的変更)

別表1 会費

(単位 円)

土地面積 (m ²)	個人年会費		法人年会費	
	土地所有	土地建物所有	土地所有	土地建物所有
400 m ² 未満	7, 500	18, 000	18, 000	77, 400
400 m ² 以上 600 m ² 未満	8, 400	19, 200	18, 800	78, 600
600 m ² 以上 800 m ² 未満	9, 200	20, 400	19, 600	79, 800
800 m ² 以上 1,000 m ² 未満	10, 000	21, 600	20, 500	81, 000
1,000 m ² 以上 1,200 m ² 未満	10, 900	22, 800	24, 600	87, 600
1,200 m ² 以上 1,400 m ² 未満	11, 700	24, 000	24, 600	87, 600
1,400 m ² 以上 1,600 m ² 未満	12, 600	25, 200	24, 600	87, 600
1,600 m ² 以上 1,800 m ² 未満	13, 400	26, 400	24, 600	87, 600
1,800 m ² 以上 2,000 m ² 未満	14, 200	27, 600	24, 600	87, 600
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	15, 100	28, 800	28, 600	94, 200
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	15, 900	29, 800	32, 700	100, 800
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	16, 800	30, 800	36, 800	107, 400
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	18, 000	31, 800	45, 200	117, 700
7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	20, 400	32, 800	57, 200	133, 700
10,000 m ² 以上	24, 000	34, 800	69, 200	149, 700

(注) 所有土地・建物区画の件数の取り扱い。

- 1 原則として分譲1区画を1件とする。
- 2 隣接する複数の区画を有するものは1区画とし、但し区画別に建物を有するものは、別区画とする。(平成10年3月26日の役員会にて決定)
- 3 一つの区画において土地所有者と建物所有者が異なる場合、規約第3条により両者とも会員となるので、規約に定められた土地建物会員の会費を両者のうちいずれかの会員が納入する。

自然環境保全と住環境向上のための

伊豆高原親和会自主規制

第1条（目的）

伊豆高原親和会地区に居住し、土地、建物を所有する私たち会員は、この地域の緑豊かな自然を損なうことなく未来に伝えるため、また居住地としての環境をよりよいものとするため協力してその保持、改善に努めます。

第2条（土地の分割、造成及び建築、植栽）

富士箱根伊豆国立公園内に位置する伊豆高原親和会地域は自然公園法の規制を受けます。私たち会員は、自然公園法、景観法及び伊東市の規制・指導（以下「関係法令等」という）に則り以下の基準を守ります。

- (1) 原区画の再分割をしません。
- (2) 土地の販売に当たっては更地化せず、樹木・自然表土を保存します。土地の形状変更は必要最低限度に止めます。
- (3) 建築物は1区画1棟までとします。
- (4) 建ぺい率20%以下、容積率は第2種特別地域で40%以下、第3種特別地域で60%以下とします。
- (5) 建築物は2階以下とし、最低地盤面からの高さは10m以下とします。
建築に当たって人工的に基盤を設ける場合には著しい嵩上げをしません。
- (6) 建物に係る土地の地形勾配は30%を超えないこととします。
- (7) 建物はその水平投影外周線から敷地境界線まで2~5m以上離して建築します。（1975年4月1日以降の分譲地については5mを適用）。
- (8) 道路境界線より2~5mを緑地帯として残します（1975年4月1日以降の分譲地については5mを適用）。
- (9) 建築物の外部の塗装は原色を避け、形態は周囲の自然環境と調和がとれたものとします。屋根の塗装は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色、暗緑色系のいずれかとし、外壁の色は褐色系（ベージュ系を含む）、クリーム系、乳白色系のいずれかとします。
- (10) 屋根の形態については、陸屋根を避け勾配屋根とし、庇の出は50cm以上とすることを含め、硬い印象を与えないものとします。
- (11) 樹木は可能な限り残し、建築後は積極的に修景植栽を行います。その場合は当地域に生育している樹木、草本を使用し、いわゆる庭園樹木、外来種をできるだけ少なくします。
- (12) 塀などの遮蔽物はできる限り設けないこととします。やむを得ず設ける場合にはこの地域に自生する樹木による生垣にすることが望ましいが、ネットフェンスによる場合は、できる限りフェンスの外側に植栽を行います。ブロック積とする場合は、粗面ブロック等自然物の材質、色調等を模した工法により施工します。

- (13) 前各号に定める事項について関係法令等が改正された場合は、改正後の規定に従います。
- (14) 前各号に定めのない事項については、関係法令等の規定に従います。

第3条（届け出）

- 1 家屋の新築・増築、土地造成をする場合には、施工業者を介し事前に株式会社伊豆急コミュニティー伊豆高原管理事務所（以下「管理事務所」という）に届け出て、設計図（確認申請と同一のもの）、建築工事誓約書などを提出します。
- 2 土地、家屋を第三者に譲渡する場合は、事前に伊豆高原親和会事務所（以下「親和会事務所」という）に連絡します。相続の場合は、継承の決定後、速やかに継承者の住所、氏名、電話番号などを書面にて届け出ます。
- 3 管理事務所又は親和会事務所は、建築や譲渡などの届出の際に本規制を充分に説明し、必要により改善を求めます。

第4条（違反への対処）

自主規制に反して土地の造成、販売、建築などが行われる場合、工事途中、完成後であっても親和会として施工主に通知し、伊東市はじめ関係行政機関に対し適切な措置をとるよう要請します。

第5条（土地・家屋・樹木の管理）

私たち会員は責任を持って自己の土地・建物・樹木などの維持管理に努めます。

- (1) 地盤の崩れ、樹木・草本の徒長などによる危険を防ぐと共に地域の品格を維持するため年2回以上の点検を実施し、必要に応じて補修、枝払い、下草刈りなどを実施します。
- (2) 災害時に緊急車両の通行を妨げたり、日常的に車両の通行や、カーブミラー、街路灯、交通標識その他の公共物の機能を阻害したりするように道路に張り出した樹木の剪定は当該樹木の所有者が行います。催告しても所有者が剪定を行わない場合、一定の要件を満たせば親和会が所有者の同意を得ることなく張り出した枝を剪定することができるものとし、その費用は所有者に請求します。
- (3) 樹木・草本の駆虫、病気の除去については代替品のない場合を除いて化学薬品を使用しません。やむを得ず使用する場合にも必要最小限に止め、過剰な使用は行わず、除草剤を使用しないこととします。
- (4) 長期間空き家のまま放置し、老朽化して景観を損ない、住環境や治安の悪化を招くことのないよう、建物の維持管理に努めます。廃屋状態にあると見られる建物、又は廃屋状態に陥るおそれのある建物については、所有者が改修・改築・取り壊し・売却などにより速やかに状況を改善します。
- (5) 廃屋状態又は廃屋状態に陥るおそれのある状態の改善が見られない場合、親和会が伊東市と連携して実態調査し、管理改善を促します。
- (6) 風雨などによって倒れる恐れのある枯れた樹木などについては、近隣住民から苦情があった場合には、親和会はその実態を調査した上で必要により

所有者に対し伐採、除去を勧告します。

(7) 前号(6)について親和会の再三の督促にも関わらず実行されないときは、親和会が危険除去などのため所有者の了解を得て伐採或いは除去し、その費用は所有者へ請求します。

第6条 (生活環境の維持・改善)

私たち会員は、善良な隣人として周りに迷惑をかけないように、生活上のルールやマナーを守り、住みやすい生活環境の維持・改善に努めます。

(1) ゴミは伊東市の分別表に従って分別し、決められた日に決められた方法で所定のゴミステーションに出します。ゴミステーションの清掃など管理については近隣住民が自主的に協力して行います。

(2) 保養所、ペンション、商店などから出される事業ゴミ及び排水は、伊東市の決まりに従って事業者の責任において処理します。

(3) コンポストの利用など生ゴミの堆肥化、更に落ち葉や下草も土に還すなど、ゴミの総量を減らすように努めます。

(4) 火災や煙害を防止するため野焼きは行いません。小型焼却炉の使用は県条例に定められた条件に従います。

(5) 私有地であっても景観を損なうもの（故障した車、電気器具、台所用品など一般的に廃棄物とされるもの）を1ヶ月以上の長期にわたって放置しません。

(6) 広告物（立て看板、貼りビラを含む）は、道路案内表示板など生活上必要なものを除き原則として設置しません。商店など事業を営む場合は、事業を営む場所及び案内経路など最小限とし、大きさ、色調などは自然に調和したものにします。

(7) 騒音、悪臭を発生させるなど他者に不快な思いをさせる行為をしません。騒音を伴う庭木の剪定や一般的な工事は午前8時30分から午後5時の間とします。浄化槽の清掃は定期的に実施します。

(8) 風紀、教育環境、衛生、景観を損ねる行為、建築物や構築物の設置は行いません。

(9) 犬、猫などのペットを飼う場合には他者に迷惑をかけることのないよう注意を払います。野良猫に餌をやりません。

(10) 以上の各項について苦情があった場合、親和会は地区連絡会を通じて実態を調査し、妥当と認められた場合には当該者に対し改善を勧告します。当該者はその勧告に従わなければなりません。

第7条 (地域の自然環境保全)

私たち会員は、地域の自然を守り後世に伝えるため次のような行為はしません。

(1) 学術的調査または自然保護以外の目的で地域に生息する動植物を採取すること。

(2) 本来当地区内に生息しない外来動植物を自宅敷地から外に出すこと。

(3) 野生生物に餌付けをすること。

第8条 (苦情の申し立て)

自主規制に違反する行為があった場合、会員は地区連絡会役員(会長・副会長)に申し立てをします。申し立てを受けた地区連絡会役員は必要に応じ関係する班長を交えて対処します。親和会全体として対応が必要な場合は役員会で協議し、その結果は地区連絡会に報告します。

第9条 (改訂・廃止)

自主規制の改訂、廃止は役員会に諮り、伊豆高原親和会総会の承認を得なければなりません。

附 則

1 この規制は、2025(令和7)年11月1日から施行する。

連合自主防災会 防災マニュアル

大地震対応 2025年版

1 はじめに

本防災マニュアルは、伊東市に準じ事前の予測が難しく甚大な被害が予測される震度5弱以上の大地震（相模トラフ地震・南海トラフ地震等）を想定し、自主防災組織・平常時の自主防災訓練や防災対策などと、大地震発生時の防災活動や避難について役立つように作成しています。新規会員はもとより会員の皆様が自主防災会について理解を深め、自主防災活動に協力でき、被害を少しでも軽減できるような案内書として活用下されば幸いです。いうまでもなく、自主防災会は災害発生時などの緊急時において、地域住民が協力して自主的な応急活動を行う組織です。

2 伊豆高原親和会・連合自主防災会の組織

伊豆高原親和会は第1, 第2, 第3, 第4の4地区に分けられ、各地区ごとに自主防災会がもうけられています。各地区自主防災会は原則として、伊豆高原親和会の会員（主として定住者）によって構成されます。各地区自主防災会を統括する組織が連合自主防災会であり役員構成は次の通りです。

伊豆高原親和会 連合自主防災会	会長 1名（理事長） 副会長 4名以内（副理事長） 事務局 親和会事務所長
第1地区自主防災会	（各自主防災会共通）
第2地区自主防災会	会長 1名（地区会長）
第3地区自主防災会	副会長 4名以内（地区副会長）
第4地区自主防災会	班長 各班3名以内（地区班長）

各地区の自主防災会の組織は、別表1の通りです。また、付録1の「伊豆高原親和会連合自主防災会マップ」を参照して下さい。

連合自主防災会及び各地区自主防災会の事務局は親和会事務所内です。

伊豆高原親和会員は自主防災会員とします。

伊豆高原親和会員のうち、定住者の名簿は事務局が作成し保管します。

事務局は常に定住者の入退会を確認し、定住者名簿を更新します。

3 伊豆高原親和会・連合自主防災会の『平常時』の防災活動

（1）平常時の防災活動

- ・伊東市が定める年間自主防災活動計画等への参加・協力
- ・年間2回の自主防災訓練の計画・実施
- ・防災倉庫及び各種防災資機材の維持・管理

- ・自主防災の啓発・研修会への参加
- ・定住者会員名簿の作成・更新・管理
- ・地区、班ごとの関係構築
- ・(避難行動) 要援護者の把握及び支援体制の構築
- ・防災対策の推進(広報啓発等)

(2) 自主防災訓練の実施

伊東市では、毎年秋に総合自主防災訓練、12月の第1日曜日に地域自主防災訓練を実施します。自主防災会は連合自主防災会を主体に、市の実施要領に基づき、これら自主防災訓練に参加し、自主防災意識の啓発と高揚に努めます。

《訓練の内容》

- ・警報発令情報の伝達と周知徹底：広報放送等からの情報確認
- ・出火防止措置の実施：使用中の火の始末、ガス元栓の閉栓、プロパンガスボンベのバルブの閉栓
- ・消火器とバケツの準備、浴槽への貯水、電気ブレーカーの遮断
- ・消火栓、消火ホース格納箱の場所確認、格納箱内の備品の点検
- ・「OKシグナル旗」の掲出
- ・担架、三角巾の使い方等
- ・救出救護用資機材(発電機、チェーンソー、担架等)の操作
- ・避難場所の確認
- ・緊急時給水場所の確認
- ・訓練参加人員の報告

《大地震発生時、黄色の『OKシグナル旗』について》

大地震が発生し、家屋の倒壊、家具の転倒、火災の発生、その他事故によりケガをして動けないため外部に救助を求めることが不可能な場合に、外部からその状況を察知できるようにする為の物です。

予め各世帯に配布してある「OKシグナル旗」の掲出の有無で、その世帯内の被害の有無が確認できます。

「OKシグナル旗」掲出あり 《被害なし》

「OKシグナル旗」掲出なし 《被害あり、救助を要すると判断》

《親和会の災害時の備蓄品について》

親和会の備蓄品は各地区の防災倉庫に資機材等を備蓄しています。

地区	倉庫	設置場所
第1地区	第1防災倉庫	南大室台入口
第2地区	第2防災倉庫	伊豆高原親和会事務所 駐車場脇
第3地区	第3防災倉庫	伊豆高原18次地区 ボイラー室入口
	第4防災倉庫	伊豆高原19-2次地区 県道下
第4地区	第5防災倉庫	伊豆高原23次地区 第11配水槽横

食料・水は備蓄していません。
倉庫の鍵は会長・副会長・班長が保管しています。

(3) 各家庭での備え（自助）の啓発

「伊東市総合防災ガイドブック」最新版を活用する。

「伊東市総合防災ガイドブック」には、各種自然災害のハザードマップをはじめ、大地震時の対応方法、避難所の場所、備蓄品・非常持ち出し品の例が、豊富な図を使い具体的に記載されています。

《「伊東市総合防災ガイドブック」入手方法》

入手方法 1) 市役所危機対策課窓口、八幡野コミセン対島出張所で入手できます。
注) 令和7年4月に定住者宅には全戸配布済。

入手方法 2) 伊東市HPからダウンロードできます。

（「伊東市総合防災ガイドブック」で検索）

4 大地震発生緊急時の対応

伊東市に準じ本防災会では次のような状態を大地震緊急時とします。
大地震（震度5弱以上）が発生し緊急地震速報が発令されたとき。

(1) 大地震発生時の対応

付録2の「大地震避難チャート」を参照して下さい。

《各会員が行うこと》

- ① 落ち着いて、先ず自分の身を守る
- ② 火元の確認
- ③ 家族の安全確認・隣近所と声をかけあう
- ④ 異常がない場合は『OKシグナル旗』を掲出
- ⑤ 近所で被害があった場合は、協力して助け合う
同時に「消防署」または「自主防災対策本部」へ救助を要請
火災発生の場合は初期消火活動（※注意・無理はしない）
- ⑥ ラジオ・テレビ・同報無線等による情報の収集

《各自主防災会班長が行うこと》

- ① 『OKシグナル旗』の掲出の確認
- ② 班会員の被害状況確認
- ③ 地区内の<災害対策>に協力
- ④ 班の被害状況を自主防災会会長へ報告する

《各自主防災会会長が行うこと》

- ① 各自主防災班長へ被害状況確認
- ② 副会長は会長の判断により災害対策本部に詰める
- ③ 班長不在の場合は班員の協力を得る
- ④ 地区内で災害が発生した場合、状況に応じた協力体制をとる

⑤ 地区内の被害状況を本部へ報告する

《連合自主防災会会長が行うこと》

- ① 各自主防へ被害状況の確認
- ② 災害が発生した場合、地域内協力体制の呼びかけ
- ③ 地域内被害状況を伊東市災害対策本部対島支部へ報告する

＜伊豆高原親和会災害対策本部＞

伊豆高原親和会事務所内 電話 0557-53-1122

＜伊東市災害対策本部対島支部＞

八幡野コミュニティセンター内 電話 0557-53-0002

＜伊東市災害対策本部＞

伊東市役所 電話 0557-36-0111（代表）

（2）避難について

《避難場所と避難所の違い》

- 避難場所 地震による津波、火災、洪水などのリスクから命を守るために緊急避難する場所
富戸小学校、富戸公園、八幡野小学校、対島中学校、旧伊東高校城ヶ崎分校、池小学校
- 避難所 自宅に住めなくなった人が一時的に共同生活を送る場所
老人憩の家城ヶ崎荘、富戸幼稚園、富戸コミュニティセンター、八幡野幼稚園、八幡野コミュニティセンター、池幼稚園、生涯学習センター池会館

《避難所生活について》

- ・生活区域が設けられ、生活上のルールが定められます。
- ・安否確認・伝言・情報伝達のために掲示板が設けられます。
- ・情報・物資補給・輸送・衛生等で運営本部に協力すること。

《在宅避難者の支援について》

- ・在宅避難者も避難所の支援対象です。
- ・生活物資や炊き出しなどの食糧支援をはじめとする様々な支援が提供されます。
- ・親和会は自主防災会を中心に、情報提供・共助の活動を行います。

《（避難行動）要援護者への対応》

各地区は、要援護者を把握し、震度5弱以上の地震等があった場合は訪問し、声掛けを行う等の救援活動を行います。

(3) 給水と給水場所について

大地震が発生すると長時間の停電、水道管の破損などが考えられます。水道施設が損傷を受けて場合、損傷程度により復旧に多くの日数を必要とすることも考えられます。その場合には給水車の出動要請もしますが、その時々の状況に即した対応をとることが肝要と考えます。

過去の大震災の教訓では、給水が一番の問題であったため、行政からは個人の水備蓄は最低7日分を確保してほしいとの指導があります。

地域別緊急給水場所一覧表

下記配水槽脇の「緊急時給水場所」で給水します。

地区名	班 名	給水場所	最大貯水量
第1地区	1班～6班の全班	最高区配水槽	1,000トン×2基
第2地区	1班・2班	中区配水槽	150トン×1基
	3班・5班・6班	低区配水槽	150トン×1基
	4班・7班・8班	第6配水槽	150トン×1基
第3地区	1班～4班の全班	第8配水槽	140トン×1基
	5班	低区配水槽	150トン×1基
第4地区	1班	第8配水槽	140トン×1基
	2班～5班の全班	第11配水槽	113トン×1基

《給水について》

- ・給水時間は災害発生により断水している期間の原則として毎日午前10時より15時までとします。
- ・給水量は原則として1世帯1日最大20ℓまでの予定です。
- ・日頃から、緊急時給水場所の確認、ポリタンクや搬送道具などの準備や確認をすることが大切です。
- ・広域避難場所へ避難した場合は、その指示に従って下さい。

別表1 各地区自主防災会の構成

地区自主防災会	班	分譲地番号
第1地区自主防災会	1班	南大室台4次・5次
	2班	南大室台2次・3次・4次
	3班	南大室台1次・2次
	4班	伊豆高原6次・11次・B地区
	5班	伊豆高原4次・5次・6次
	6班	伊豆高原4次・5次・9次-1
第2地区自主防災会	1班	伊豆高原1次・2次
	2班	伊豆高原1次・13次
	3班	伊豆高原3次・7次・8次
	4班	伊豆高原1次・7次・8次・16次
	5班	伊豆高原7次・8次
	6班	伊豆高原8次・9次
	7班	伊豆高原12次・13次・16次
	8班	伊豆高原12次・14次
第3地区自主防災会	1班	伊豆高原15次・17次
	2班	伊豆高原20次
	3班	伊豆高原18次
	4班	伊豆高原19次-1・19次-2
	5班	伊豆高原10次
第4地区自主防災会	1班	伊豆高原26次
	2班	伊豆高原21次・22次・23次
	3班	伊豆高原22次・23次・27次
	4班	伊豆高原23次・24次
	5班	伊豆高原25次

MEMO

伊豆高原親和会

静岡県伊東市八幡野1208-95

TEL:(0557)53-1122 FAX: (0557)54-4222

公式掲示板: <https://izukogen-shinwakai.org>



2025(令和 7 年)11 月発行